

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）修正の概要

体 系		修正の内容
第1章 地震災害対策の計画的な推進		
第5節	地震に関する観測・調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉地学研究所等における最新の研究状況の反映に伴う修正
第6節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の修正に伴い県民の責務について、自ら災害教訓の伝承に努めることを追加 ・災害救助法に基づく資源配分の連絡調整について追加 ・新たに指定された指定地方公共機関（ケーブルテレビ局）を追加
第2章 都市の安全性の向上		
第2節	防災空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園について、延焼火災からの避難等の利用が想定されることから地震発生からの時間の経過に応じた震災時の県立都市公園利用計画などを策定することを追加
第4節	津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域の指定に関する方針を公表し、小田原ブロックを津波災害警戒区域に指定したことを追加 ・津波災害警戒区域の指定があった際に市町村地域防災計画で定める事項を追加
第5節	がけ崩れ対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等に義務付けられた事項を追加 ・地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、県民に対する周知やパトロールを実施することを追加
第6節	ライフラインの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電などの導入や電気自動車・燃料電池自動車などの分散型電源の普及促進を図ることについて修正
第9節	建築物等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪北部地震を受けた、ブロック塀等の安全対策の必要性について追加
第3章 災害時応急活動事前対策の充実		
前文		<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県災害時広域受援計画の修正内容を反映 ・平成30年12月に災害救助に係る神奈川県資源配分計画を策定したことを追加

体系		修正の内容
	第1節	<p>災害時情報の収集・提供体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況等により、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めることを追加 ・情報通信技術の発達を踏まえ、AIやSNSなど、積極的な活用を図る必要性について追加
	第2節	<p>災害対策本部等組織体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部に係る見直し内容を追加 ・改正災害救助法に伴い資源配分計画を策定したことを追加 ・プッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムなどの国の取り組みを受けた体制の確保の必要性について追加
	第5節	<p>避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成等の規定が設けられたことを受け、国において、市町村を対象に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことを追加 ・平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供を行うことなどが示されことを追加 ・平成28年熊本地震での教訓を受け、車中泊など避難所外避難者に関する課題や健康確保などの方策について地域の実情に応じて検討に努めることを追加 ・避難所運営において、性的マイノリティの方への配慮の必要性について追加 ・改正災害救助法を踏まえて策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な供給を行うための体制を確保することを追加 ・県避難所マニュアル策定指針の改正を受け、市町村は被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めることを追加 ・避難所外避難者への対策として、市町村は被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めることを追加 ・建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に関する事務オペレーションを円滑に実施するため、救助実施市や関係団体と連携した訓練等の充実について追加

体系		修正の内容
第6節	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では通勤・通学時間帯に発生したことに伴い、多くの通勤・通学者等の帰宅困難者が発生したことを受け、様々な時間帯の発生を想定した対策の必要性について追加 ・県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者チェックシートの活用や企業の帰宅困難者対策の促進を図ることを追加
第7節	要配慮者等に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平時から連携強化を図ることを追加
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨では、国からのプッシュ型支援が実施されたことを受け、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制の必要性について追加 ・改正災害救助法を踏まえて策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制の必要性について追加 ・大規模災害時に、広域物資拠点や物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制の確保について追加 ・民間事業者との協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築することを追加 ・災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めることを追加
第9節	医療・救護・防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療救護計画の修正内容を反映 ・小児・周産期医療分野について、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートすることを追加
第10節	文教対策	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と所有者等との文化財情報の共有化を進め、地震・津波・浸水対策も含めた文化財の防災意識の啓発を図るため、「文化財防災マップ」を作成し、公表したことを追加 ・大規模災害への事前の備えや、被災後の復旧対策を進めるために設置された、県教育委員会及び市町村教育委員会で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議に基づき、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成したことを追加

体系		修正の内容
第 11 節	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 国が平成 30 年 3 月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設したことを追加
第 13 節	ライフラインの応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ビッグレスキューなどライフラインの応急復旧のための実働訓練を実施し、応急復旧体制の充実に努めることを追加
第 14 節	災害廃棄物等の処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた神奈川県災害廃棄物処理計画を平成 29 年 3 月に策定したことに伴う修正
第 15 節	広域応援体制等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）を整備していることを追加 大規模災害時において、県外からの消防の広域応援が円滑に進むよう、受け入れのための手順を定めた「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」を策定したことを追加 国によるプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムが定着していることから、こうした支援を円滑に受け入れるためには、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速な対応の必要性について追加 改正災害救助法を踏まえ、県は、資源配分計画に基づき、県域全体で公平に物資等の供給が実施できるよう、広域的な観点から調整を行う必要があることから、災害対策本部における資源配分調整体制、現地災害対策本部を通じた情報収集体制など、総合調整機能を高める体制整備の必要性について追加 全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むことを追加

体系		修正の内容
第 16 節	県民の自主防災活動の拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画や業務継続計画（BCP）の作成に努めることを追加
第 17 節	災害救援ボランティア活動の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制や被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進することを追加 ・ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、防災ボランティア活動の環境整備に努めることを追加
第 18 節	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、分かりやすく発信することを追加
第 19 節	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムの定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、防災関係機関の活動支援や物資の受入調整等、現地災害対策本部の新たな役割を踏まえた訓練や、災害対策本部の運営訓練の充実により、対応力を強化する必要があることを追加 ・ 災害対策本部を補完する現地災害対策本部との連携強化を図るための訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した、資源配分連絡調整チームの運営訓練などを実施することを追加
第 20 節	災害救助実施体制の充実【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正災害救助法を踏まえ、災害救助の実施体制の確保や関係機関との連携確保、災害救助の運用体制の充実などを追加

体系	修正の内容	
第4章 災害時の応急活動対策		
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報が発表された際の市町村への伝達基準や県職員の配備体制を追加 ・人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、県が一元的に集約調整を行うことを追加 ・全国的な統一基準が策定されるまでの間、県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表することを追加 ・台風第19号での経験を踏まえた、災害対策本部体制の見直しについて反映
第2節	救助・救急、消火及び医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療救護計画の修正内容を反映
第3節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言することを追加 ・改正災害救助法を踏まえて策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定し、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行うことを追加
第5節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施することを追加 ・国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めることを追加
第10節	災害廃棄物等の処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた神奈川県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定したことに伴う修正

体系		修正の内容
第 12 節	広域的応援体制	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請を行うにあたり、国は関係団体と協議の上、総務省及び関係団体で構成する確保調整本部を設置し、応援職員の派遣に関し総合調整を行うことや必要に応じて、現地調整会議を設置することを追加
	災害救助法関係	<ul style="list-style-type: none"> 改正災害救助法に伴う適用手続きや資源配分の連絡調整の実施を追加
	二次災害の防止活動	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検等の対策を行うことを追加
第 5 章 復旧・復興対策		
第 1 節	復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に取り組む市町村への人的支援も県の重要な役割と位置づけ、県職員の派遣のほか、県外自治体への応援要請などにより、人的支援に努めることを追加 「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請することを追加 復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供することや臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じることを追加
	復興対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画案について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、作成することを追加 復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記されたことを追加 令和元年房総半島台風（台風第 15 号）及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設したことを追加
第 2 節		

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応		
第1節	基本方針 【新設】	・平成31年3月に国から示された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえた県の基本方針を追加
第2節	防災対応 【新設】	・気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の概要や住民や企業が行う臨時情報に応じた防災対応、事前避難に関する事項等について追加